平成２３年（フ）第４５号
神戸市中央区中山手通１丁目22番23号　藤正ファインクラフト301号、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目22番23号　藤正ファインクラフト205号
債務者　藤岡　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９号
兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1371番地８
債務者　上田　加代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第９３号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3631番地５
債務者　藤本　和美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０６９号
北九州市八幡西区引野１丁目18番24号
債務者　森岡　光正
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３９号
宮崎市清武町加納乙320番地13
債務者　長友　康則
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６５号
宮崎市神宮西１丁目144番地　第２坂本アパート106号、前住所宮崎市神宮東３丁目３番５号
債務者　押川　恵子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４４７号
愛知県あま市新居屋郷98番地
債務者　松原　信次
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７１３号
名古屋市千種区池下１丁目８番18号　仲田ビル402号
債務者　カラオケ喫茶くるくること　幸坂　幸子（旧姓牛島）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８９号
愛知県知多市原１丁目11番地の11　第２原マンション201
債務者　加藤　由香（旧姓勝見）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４８号
北九州市八幡東区枝光４丁目16番３―508号
債務者　村上由美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８１号
北九州市八幡東区勝山１丁目11番６―202号
債務者　近江　純一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８号
北九州市小倉南区長尾１丁目９番５号
債務者　上野ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０６号
青森県八戸市大字糠塚字南長市10番地27
債務者　成田　雅偉
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
奈良市桂木町18番209号
債務者　山野司眞子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６７８号
奈良市高畑町1329番地の２　エトワール栄205号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１４１号
大阪市住之江区平林南２丁目６番54―212号
債務者　神谷　真司
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９０８号
大阪府茨木市星見町７番27号
債務者　部谷東洋和
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部